

Fairtrade Label Japan (FLJ)

特定非営利活動法人フェアトレード・ラベル・ジャパン

国際フェアトレード認証ラベル

小規模ライセンシー 規定

R-09

Fairtrada Labal Janon (FLI)	Document No:	R-09
Fairtrade Label Japan (FLJ)	Issue Date:	2015年1月1日
小規模ライセンシー規定	Version:	2.2
小別侯ノ1ピンン―別足	Page:	2 of 5

1. 目的

本規定書は、日本国内における国際フェアトレード認証ラベルの小規模ライセンシー向けライセンスについて規定する。本規定は、2014年1月1日より適用される。

2. 関連書類

R-01 用語規定

R-02 料金規定

R-03 国際フェアトレード認証ラベル ライセンス規定

R-04 認証・監査規定

小規模ライセンシー ライセンス契約書

3. ライセンスの対象物

ライセンスの対象物である国際フェアトレード認証ラベル(図 3.1 以下、認証ラベル)は、国際フェアトレードラベル機構(Fairtrade International)の独占的所有物であり、世界知的所有権機関World Intellectual Property Organization - WIPO に登録された国際的な登録商標である(国際登録 第806431 号)。フェアトレード・ラベル・ジャパン(以下、FLJ)は、国際フェアトレードラベル機構よりライセンス許可を得た、日本における認証ラベルの専用使用権者である。



図3.1 国際フェアトレード認証ラベル

4. 認証機関

FLJは、日本において認証ラベルのライセンスを許可する唯一のラベル認証機関である。

5. ライセンスの有効期間

有効期間は定めない。ただし、監査により国際フェアトレード基準に反した行動が見つかり、指定期間内に改善が認められない場合、ライセンスは取り消される。

6. 小規模ライセンシー ライセンス対象者

以下の条件をすべて満たす組織を、小規模ライセンシーと定義する。

R-09 小規模ライセンシー規定.V2.2 FLJ 文書番号: C-B07-R09

Fairtrada Labal Janan (FLI)	Document No:	R-09
Fairtrade Label Japan (FLJ)	Issue Date:	2015年1月1日
小規模ライセンシー規定	Version:	2.2
小別侯ノイセンン一別足	Page:	3 of 5

- 製造組織かつ最終製品を販売するライセンシーである。または最終製品を販売するライセンシーである。
- 原料の原産国から国際フェアトレード認証原料・製品の輸入業務を行っていない。
- 他業者への国際フェアトレード認証原料(未完成品)卸売りを行っていない。
- 年間総売上高が1億円以下である。

7. 小規模ライセンシー申請の流れ

ライセンス取得のための申請手順を以下に示す。

(1)申請書の提出

様式 A: 国際フェアトレード認証申請書に必要事項を記入し、必要な添付書類と共に FLJ へ提出する。

(2) FLJ による審査

FLJ は受領書類に基づき審査し、2週間以内に審査結果を申請者へ通知する。

(3) ライセンス契約書の内容確認

審査を通過するとライセンス契約書が送付される。申請者は内容を確認する。

(4) ライセンスの許可

契約内容の合意後、FLJ は初回認証料の請求書を送付する。申請者による振込が完了された後、FLJ はライセンス契約書(2通)を申請者に送付する。申請者はライセンス契約書2通共に捺印し1通をFLJへ送付する。ライセンス契約締結日は初回認証料振込日とし、小規模ライセンシーとしての仮認証書が発行される。

(5) 製品認証・認証ラベル使用許可の申請

小規模ライセンシーは、国際フェアトレード認証製品の製造・販売前に、様式 B:認証製品申請書および様式 E:認証ラベル使用許可申請書(製品パッケージ、販促物用)を FLJ に提出する。審査には 1-2 週間を要する。認証ラベルの使用に関しては、R-06 国際フェアトレード認証ラベル使用規定(一般)およびその付属文書、その他産品毎に定める認証ラベル使用ガイドを参照すること。

(6) 国際フェアトレード認証製品の製造・販売開始

製品の認証および認証ラベル使用許可通知を FLJ より受領後、国際フェアトレード基準を遵守して、原料調達、製造・販売を開始する。

R-09 小規模ライセンシー規定.V2.2 FLJ 文書番号: C-B07-R09

Fairtrada Labal Janan (FLI)	Document No:	R-09
Fairtrade Label Japan (FLJ)	Issue Date:	2015年1月1日
小規模ライセンシー規定	Version:	2.2
小別侯ノイセンン一別足	Page:	4 of 5

8. ライセンスにかかる料金

ライセンス契約を締結する際には、初回認証料が必要である。さらに小規模ライセンシーは、国際フェアトレード認証製品の販売量に応じ、ラベル使用料としてライセンス料および年間ライセンス認証料を納める義務がある。料金詳細に関しては R-02 料金規定を参照のこと。

9. 報告義務

小規模ライセンシーは下記項目につき、対象年1月 \sim 12月0報告を翌年1月にしなければならない。報告書のフォームは、様式H:認証製品四半期報告書を使用すること。

- ■国際フェアトレード認証原料・製品の仕入れ量
- ■国際フェアトレード認証製品製造量(認証製品の製造をする組織のみ)
- ■国際フェアトレード認証製品販売量合計
- ■ライセンス料合計
- ■販売先

10. 監査

小規模ライセンシーは、書類監査または現場監査が実施される。実施要領に関しては、R-04 認証・監査規定を参照のこと。

11. ライセンス契約の解除および終了

ライセンス契約の解除、または終了については、小規模ライセンシー ライセンス契約書、および R-04 認証・監査規定を参照のこと。

R-09 小規模ライセンシー規定.V2.2 FLJ 文書番号: C-B07-R09

Fairtrada Labal Janan (FLI)	Document No:	R-09
Fairtrade Label Japan (FLJ)	Issue Date:	2015年1月1日
小規模ライセンシー規定	Version:	2.2
小別侯 ノイゼンン――	Page:	5 of 5

改定履歴

Version	日付	改定理由
1	2009年11月1日	新規作成
2	2013年11月25日	小規模ライセンシー定義、料金の改定
2.2	2015年1月1日	 ・規定書番号の変更(R-009から R-09) ・「小規模ライセンシー規定」から「国際フェアトレード認証ラベル小規模ライセンシー規定」へ規定書名称を変更 ・監査・認証システムの変更を反映 ・R-01 用語規定 V3.0 の変更を反映